

災害による市税の 減免 と 徴収猶予

☐ 減 免

玉名市では、納税者が、災害等により次の要件に該当する場合などには、その状況に応じて市税が減免されることがあります。

減免を受けるには、税務課へ申請書を提出する必要があります。

なお、表に記載したもの以外にも要件がありますので、減免を受けようとする場合は、早めに税務課にご相談ください。

税の種類	主な要件	お問い合わせ先
個人市民税	- 災害により死亡または障害者となった場合 - 災害により自己等の所有する住宅又は家財に被害（※）を受けた場合 - 災害により農作物に被害を受けた場合	税務課市民税係 (0968-75-1114)
国民健康保険税	- 納税義務者又は生計を主に維持する被保険者が、災害により死亡または障害者となった場合 - 災害により納税義務者又は被保険者の所有する住宅又は家財に被害（※）を受けた場合 - 納税義務者又は生計を主に維持する被保険者が、災害により農作物に被害を受けた場合	税務課市民税係 (0968-75-1114)
固定資産税・都市計画税	災害などにより固定資産の価値が著しく減少した場合	税務課固定資産税係 (0968-75-1114)

（※）災害により受けた被害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上

□ 徴収猶予

税金は納期限までに納めなければなりませんが、納税者または特別徴収義務者に次のような事情があり、市税を一度に納付することができないときは、申請に基づいて審査を行い、認められた場合は原則として１年以内の期間、市税の徴収を猶予します。

- （１）災害を受けたり、盗難にあったりしたとき
- （２）本人や家族が病気にかかったり、負傷したりしたとき
- （３）事業を廃止または休止したとき
- （４）事業につき、著しい損失を受けたとき

くわしくは以下のリンク（玉名市ホームページ）をご覧ください。



<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/284/15547.html>

徴収猶予については、税務課納税対策室（0968-75-1115）にご相談ください。